

# 男性労働者の育児休業等取得率

社会医療法人社団正志会

育児・介護休業法の改正(令和5年4月施行)により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。

当法人の男性労働者について以下の通り公表します。

## 男性労働者の育児休業等取得率：57.1%

- ・対象事業年度：2022年10月1日～2023年9月30日
- ・育児休業等を取得した男性労働者数：4人、配偶者が出産した男性労働者数：7人